

○平成24年度 実地指導における指摘事項（訪問系サービス）

	種類	区分	項目	根拠	県条例 読替え	指摘事項
1	訪問介護	1 人員	訪問介護員の配置	省令第37号第5条	条例第77号第6条	訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で2.5人以上確保すること
2	訪問介護	1 人員	管理者の出勤の記録がない	省令第37号第6条	条例第77号第7条	管理者が法人の代表・役員等であっても、出勤の記録をすること。
3	訪問介護	1 人員	有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に併設される事業所の人員について	省令第37号第30条	条例第77号第30条	人員については、有料老人ホームと訪問介護事業所との勤務時間が明確になるようにすること。
4	訪問介護	3 運営	重要事項説明書	省令第37号第8条	条例第77号第9条	サービス提供の開始に際しては、あらかじめ、運営規程の概要等の重要事項を記した文書を利用者等に交付し、同意を得ること。また、重要事項説明書には、事故発生時の対応等についても記載すること。
5	訪問介護	3 運営	受給資格等の確認	省令第37号第11条	条例第77号第12条	サービスを提供する場合は、被保険者証により、被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期間、認定審査会の意見についてを確認すること。
6	訪問介護	3 運営	訪問介護計画	省令第37号第22条及び第23条、第24条	条例第77号第23条、第24条	訪問介護計画の変更に伴い、変更・評価が反映されていない事例が見受けられたので、実施状況の把握を行い、適切に訪問介護計画の変更・評価を行うこと。
7	訪問介護	3 運営	訪問介護計画	省令第37号第24条	条例第77号第24条	訪問介護計画については、利用者又は家族に理解しやすい方法で説明を行うとともにその実施状況や評価についても説明を行うこと。
8	訪問介護	3 運営	訪問介護計画書の未作成、同意なし	省令第37号第24条第1項～第3項	条例第77号第24条第1項、第2項	訪問介護計画が作成されないまま、訪問介護サービスが行われた事例があった。今後、サービス提供責任者は全ての利用者について訪問介護計画を作成し、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、その同意を得ること。また、居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿った訪問介護計画とすること。
9	訪問介護	3 運営	計画書の交付	省令第37号第24条第4項	条例第77号第24条第2項	訪問介護計画書を作成した際には、当該計画書を利用者に交付すること。
10	訪問介護	3 運営	勤務体制の確保	老企第25号 第3の1の3 (19) ①	条例第77号第30条第1項	月ごとの勤務表は作成されているが、内容が不十分であった。勤務表には日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係・サービス提供責任者である旨等を明確にすること
11	訪問介護	3 運営	共用タオルの設置	省令第37号第31条第2項	条例第77号第31条第2項	指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。 しかしながら、事業所においては職員用トイレで共用タオルを使用していることが確認された。ついでには、感染症を予防するため、使い捨てタオルを備える等の措置を講ずること。
12	訪問介護	3 運営	掲示	省令第37号第32条	条例第77号第32条	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制等の重要事項を掲示すること。
13	訪問介護	3 運営	従業員の秘密保持について	省令第37号第33条第2項	条例第77号第33条第1項	秘密保持のための誓約書を一部の従業員から徴収していなかった。業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持のため、従業員または従業員であったものに対して必要な措置を講ずること（就業規則や誓約書の提出など）
14	訪問介護	3 運営	秘密保持	省令第37号第33条第3項	条例第77号第33条第2項	利用者及び家族の個人情報を用いる場合は、利用者だけでなく、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。
15	訪問介護	3 運営	苦情処理	省令第37号第36条	条例第77号第36条	重要事項説明書について、苦情受付担当者及び苦情解決責任者が誰であるか明確に記載するとともに、受付窓口に岐阜県国民健康保険団体連合会を追加すること。
16	訪問介護	3 運営	苦情処理	老企第25号第3-3(23)①		苦情に対する措置の概要については、重要事項説明書等に記載するだけでなく、事業所内に掲示すること。
17	訪問介護	3 運営	マニュアル	省令第37号第37条	条例第77号第38条	事故・事件、食中毒・感染症等対応マニュアルについては、「社会福祉施設等内事故・事件等対応マニュアル」を参考に見直しを図ること。また、インフルエンザやノロウィルスに対するマニュアルは別途作成すること。
18	訪問介護	3 運営	マニュアル	省令第37号第37条	条例第77号第38条	介護事故の報告、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうな場合（ヒヤリ・ハット事例）の報告について、事故対応マニュアルに沿った基準での報告が作成されていないため、基準に沿って報告すること。また、介護事故等については、現状把握と対応方法を評価し当該対応の見直しを行う等、事故の再発防止に努めること。

	種類	区分	項目	根拠	県条例 読替え	指摘事項
19	介護予防訪問介護	3 運営	介護予防訪問介護のモニタリングの結果報告未実施	省令第35号第39条の9,10	条例第78号第41条第2項第四号、第五号	介護予防訪問介護計画に記載したサービス提供を行う期間が終了するまでに少なくとも1回はモニタリングを行い、モニタリングの結果を記録すること。また結果の記録については、介護予防サービス計画を作成した事業者にも報告すること
20	訪問入浴介護	3 運営	受給資格の確認	省令第37号第54条(第11条準用)	条例第77号第58条(第12条準用)	利用者の受給資格等の確認について、居宅介護支援事業所から得た情報ではなく、被保険者証において被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確かめること。
21	訪問入浴介護	5 その他	変更届	法第75条、第115条の5		平成22年4月1日変更届後から平成23年度末までの役員について、変更があったにもかかわらず届出されていない事例が見受けられたので、事業所の名称及び所在地その他の厚生労働省令(介護保険法施行規則第131条及び第140条の19)で定める事項に変更があった場合には10日以内に、届け出ること。
22	訪問看護	3 運営	計画書利用者交付	省令第37号第70条第4項	条例第77号第68条第2項第三号	訪問看護計画を作成した際は、当該訪問看護計画書を利用者に交付すること。
23	訪問看護	3 運営	重要事項の説明	省令第37号第74条(第8条準用)	条例第77号第73条(第9条準用)	重要事項の説明において、利用者の同意は得られているが説明を行って同意を得たことが確認できないため、説明者(職氏名)の記載に努めること。
24	訪問看護	4 報酬	サービス提供体制強化加算	老企第36号第2の4(23)		サービス提供体制強化加算に係る看護職員の研修計画については、事業所において研修内容の全体像を明確化するとともに、各職員の研修状況を事業所として把握し適切に記録に残すこと。
25	訪問リハビリテーション	3 運営	重要事項の説明	省令第37号第83条(第8条準用)	条例第77号第82条(第9条準用)	重要事項の説明において、利用者の同意は得られているが説明を行って同意を得たことが確認できないため、説明者(職氏名)の記載に努めること。
26	居宅療養管理指導	3 運営	重要事項の説明	省令第37号第91条(第8条準用)	条例第77号第90条(第9条準用)	重要事項の説明において、利用者の同意は得られているが説明を行って同意を得たことが確認できないため、説明者(職氏名)の記載に努めること。

○平成24年度 実地指導における指摘事項（通所系サービス）

	種類	区分	項目	根拠	県条例 読替え	指摘事項
1	通所介護	1 人員	生活相談員配置	省令第37号第93条第1項第一号	条例第77号第92条第1項第一号	生活相談員の配置がサービス提供時間数に満たない日が見受けられたので、適切な職員の配置を行うこと。
2	通所介護	1 人員	介護職員の配置	省令第37号第93条第1項第三号	条例第77号第92条第1項第三号	指定通所介護事業所は単位ごとに配置する介護職員（定員10名以下の適用を受ける場合は、看護職又は介護職員）を常時1名以上、当該事業所に従事させなければならない。
3	通所介護	1 人員	管理者の出勤の記録がない	省令第37号第94条	条例第77号第103条（第7条準用）	管理者が法人の代表・役員等であっても、出勤の記録をすること。
4	通所介護	3 運営	通所介護計画の作成	省令第37号第99条、老企第25号第3の6の3(3)	条例第77号第96条	通所介護計画を作成する場合は、ケアカンファレンスを開催する等して従業者が共同して作成すること。また、その検討内容等を必要に応じて記録すること。
5	通所介護	3 運営	通所介護計画の作成	省令第37号第99条	条例第77号第96条	通所介護計画については、居宅サービス計画に沿って作成しなければならないため、居宅サービス計画が作成されている場合には介護支援専門員から提供を受けるなど、適切に計画を作成すること。
6	通所介護	3 運営	通所介護計画作成遅延	省令第37号第99条	条例第77号第96条	通所介護を提供しているにも関わらず、サービスの提供開始日から通所介護計画の作成までにかかりの期間を要しているものが確認された。指定通所介護の提供に当たっては、通所介護計画にも基づき、必要な援助を行うことになっているため、通所介護計画の作成にあたっては、指定通所介護サービス提供開始前に作成すること
7	通所介護	3 運営	通所介護計画の同意	省令第37号99条	条例第77号第96条	通所介護計画について利用者の同意を得ていないケースが確認された。通所介護の作成に当たっては、利用者の同意を得ること
8	通所介護	3 運営	計画書の交付	省令第37号第99条	条例第77号第96条	通所介護計画書を作成した際には、当該計画書を利用者に交付すること。
9	通所介護	3 運営	運営規程	省令第37号第100条	条例第77号第97条	運営規程について、現状と差異があるため運営規程に沿った運営を行うか必要に応じて修正をすること。また、その他の費用についても、その額と併せて必要に応じて運営規程に記載すること。なお、運営規程を修正した場合は変更届を提出すること。
10	通所介護	3 運営	勤務表の作成なし。シフト表（勤務時間の割り振り）のみ。兼務関係が分からない（看護職員と兼務の機能訓練指導員の位置づけがない、常勤換算が出してない。常勤・非常勤の記載がない）	省令第37号第101条第1項	条例第77号第98条第1項	勤務表を作成すること。なお、勤務表は、原則として月ごとに、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にして作成すること。
11	通所介護	3 運営	勤務体制の確保	老企第25号 第3の六の3(5)①		月ごとの勤務表は作成されているが、内容が不十分であった。勤務表には日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員等を明確にすること
12	通所介護	3 運営	非常災害対策	省令第37号第103条	条例第77号第100条	非常災害に際して必要な具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知すること。
13	通所介護	3 運営	避難訓練の実施	省令第37号第103条	条例第77号第100条	非常災害に関する具体的な計画を立て、また、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと
14	通所介護	3 運営	重要事項の説明	省令第37号第105条（第8条準用）	条例第77号第103条（第9条準用）	重要事項の説明において、利用者の同意は得られているが、どの職員が説明したか確認できないため、説明者（職氏名）を記載し、利用者の同意が確認できるようにすること。
15	通所介護	3 運営	重要事項の説明	省令第37号第105条（第8条準用）	条例第77号第103条（第9条準用）	重要事項説明書の事業所控え分について、同意の部分のみのページを保管しており、本文との保管となっていないため、どの内容で説明したか分かるよう本文との保管とすること。
16	通所介護	3 運営	受給資格等の確認	省令第37号第105条（第11条準用）	条例第77号第103条（第12条準用）	サービスを提供する場合は、被保険者証により、被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期間、認定審査会の意見についてを確認すること。

	種類	区分	項目	根拠	県条例 読替え	指摘事項
17	通所介護	3 運営	従業員の秘密保持	省令第37号第105条 (第33条準用)	条例第77号第103条 (第33条準用)	秘密保持のための誓約書を一部の従業員から徴収していなかった。業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持のため、従業員または従業員であったものに対して必要な措置を講ずること（就業規則や誓約書の提出など）
18	通所介護	4 報酬	事業所規模の区分	老企第36号第2の7 (4)		事業所規模の区分については、前年度の1月当たりの平均利用延人数により算定すべき通所介護費を区分しているため、毎年算定できるようにしておくこと。
19	通所介護	4 報酬	入浴介助加算	告示第19号別表6注 6		入浴を中止した日に入浴介助加算を誤って算定していたため、同様の案件がないか開設時からの利用者について自己点検を行い、必要な措置を講ずること。
20	通所介護	4 報酬	個別機能訓練加算	告示第19号別表6注 7、老企第36号第2 の7(7)⑤		個別機能訓練を行うに当たっては、利用者毎にその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画に基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等について評価等を行うこと
21	通所介護	4 報酬	個別機能訓練(Ⅱ)	告示第19号別表6注 7、老企第36号第2 の7(7)		個別機能訓練加算(Ⅱ)については、生活機能の維持向上を図り可能な限り自立して日常生活を送ることを目的として実施することとし、単に身体機能の回復等を目標等として設定しないこと。
22	通所介護	4 報酬	口腔機能向上加算の 計画書	老企第36号 第2の 7(11)		口腔機能改善管理計画の記載内容が不十分であった。口腔機能改善計画は利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題と、それを解決するため介護職員等他職種が共同して取り組むべき事項等を記載した計画とすること
23	介護予防通所 介護	4 報酬	運動器機能向上計画 の目標期間の設定	告示第127号別表6 ハ注、老計発第 0317001号・老振発 第0317001号・老老 発第0317001号別紙 1第2の7(2)		運動器機能向上計画の実施期間が1年になっていた。当該計画の作成にあたっては、概ね3月程度で達成可能な長期目標と長期目標を達成するための概ね1月で達成可能な短期目標を設定し1月毎にモニタリングを実施すること
24	介護予防通所 介護	4 報酬	運動器機能向上加算	告示第127号別表6 ハ注、老計発第 0317001号・老振発 第0317001号・老老 発第0317001号別紙 1第2の7(2)		運動器機能向上加算について、運動器機能向上計画を多職種協働で作成したことが確認できないため、確認できるようにすること。 当該計画について、利用者から同意を得たことが確認できないので、説明者、同意者等について確認できるようにすること。
25	通所介護	5 その他	日常生活費の一律徴 収	老企第54号「通所 介護等における日 常生活に要する費 用の取扱いについ て」		日用品費として一律に105円を徴収している。日常生活に要する費用の受領に係る基準は「利用者またはその家族の自由な選択に基づいておこなわれるべきものでなければならない」とされており、一律的な徴収は適正ではない。また金額については、利用者がその利用を選択するうえで、使途とその内訳の説明は必要だと考えられる。日常生活費の内訳と考え方を整理し、利用者の自由な選択に基づいて、利用料の徴収を行うこと。
26	通所リハビリ テーション	3 運営	重要事項の説明	省令第37号第119条 (第8条準用)	条例第77号第134条 (第9条準用)	契約書、重要事項説明書については、約款等と一体のもので作成されていたが、事業者側の控え（保管分）としては同意書のみであったため、双方の保護の立場から書面によって確認できるよう事業者側も説明約款等と一体で適切に保管すること。
27	通所リハビリ テーション	4 報酬	入浴介助加算	告示第19号別表7注 5		入浴介助加算について、入浴中止となった日を含んで算定されていた事例が見受けられたので、自主点検を行ったうえで必要な措置を講ずること。
28	通所リハビリ テーション	4 報酬	重度療養管理加算	老企第36号第2の 8(16)		重度療養管理加算については、当該状態が一定の期間や頻度で継続している利用者であるため、その状態を記載するとともに医学管理の内容等を記録しておくこと。

○平成24年度 実地指導における指摘事項（居住系サービス）

	種類	区分	項目	根拠	県条例 読替え	指摘事項
1	短期入所生活介護	1 人員	栄養士配置	省令第37号第121条、老企第40号 第2の1(10)	条例第77号第136条	栄養士について、定員が40名を超えておらず給食委託業者に栄養士がいることを理由に配置されていないが、栄養士を置かないことができるのは、「隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務や地域の栄養指導員との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている場合」とされている。このため、指定短期入所生活介護事業所として各利用者の年齢等に応じて適切な栄養量及び内容の食事提供を行う体制や、利用者の栄養状態を踏まえた栄養管理を行える体制が確保できるように努めること。
2	短期入所生活介護	3 運営	身体拘束等の取り組み	省令第37号第128条第5項、厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議発行『身体拘束ゼロへの手引き』	条例第77号第142条	身体拘束等を行う場合には、利用者及びその家族の同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を適宜記載するとともに解除予定日に向けて必要性や方法について検討出来るように取り組むこと。 また、「身体拘束ゼロへの手引き」を参考に、拘束の必要性や方法について職員間で検討を行うこと。
3	短期入所生活介護	3 運営	掲示	省令第37号第140条（第32条準用）	条例第77号第155条（第32条準用）	掲示については、運営規程の概要、勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないため、情報不足とならないよう必要な重要事項の掲示を行うこと。
4	短期入所生活介護	3 運営	従業者の秘密保持	省令第37号第140条（第33条準用）	条例第77号第155条（第33条準用）	職員の秘密保持について、職員でなくなった後の内容が含まれてなかったため、秘密を保持すべき旨の取り決めについて必要な措置を講ずること。
5	短期入所生活介護	3 運営	勤務体制	省令第37号第140条（第101条準用）	条例第77号第155条（第98条準用）	医師を勤務表に位置づけ、勤務実績が確認できる体制を整えること。
6	短期入所生活介護	3 運営	勤務表の作成なし。シフト表（勤務時間の割り振り）のみ。兼務関係が分からない（看護職員と兼務の機能訓練指導員の位置づけがない、常勤換算が出していない。常勤・非常勤の記載がない）	省令第37号第140条（第101条準用）	条例第77号第155条（第98条準用）	勤務表を作成すること。なお、勤務表は、原則として月ごとに、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にして作成すること。
7	短期入所生活介護（ユニット型）	3 運営	勤務体制	省令第37号第140条の11の2	条例第77号第165条	勤務体制について、ユニットごとに勤務する全職員の配置が反映されていないので、勤務する全職員についての配置が確認できるように勤務体制を定めること。
8	短期入所療養介護	3 運営	掲示	省令第37号第155条（第32条準用）	条例第77号第167条（第32条準用）	重要事項等の掲示について、事故発生時の対応など不足している内容が見受けられたので、重要事項説明書などの掲示または閲覧が可能なようにしておくこと。
9	短期入所療養介護	4 報酬	送迎加算	告示第19号別表9注12		送迎加算について、送迎が必要と認められる利用者かどうか不明瞭であるため、アセスメントなどにおいて必要であると確認しているのであれば、記録などで明確にしておくこと。

○平成24年度 実地指導における指摘事項（福祉用具貸与・特定福祉用具販売）

	種類	区分	項目	根拠	県条例 読替え	指摘事項
1	福祉用具貸与	3 運営	衛生管理	省令第37号第203条第3項、第4項	条例第77号第241条第3項、第4項	福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合は、当該保管又は消毒の業務が適切な方法により行われることを担保するため、委託契約書を作成すること。また、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録すること。
2	福祉用具貸与	3 運営	受給資格の確認	省令第37号第205条（第11条準用）	条例第77号第244条（第12条準用）	指定福祉用具貸与提供を求められた場合には、利用者の被保険者証により、受給資格等を確認すること。
3	福祉用具貸与 特定福祉用具販売	3 運営	従業員の秘密保持について	省令第37号第205条（準用第33条） 省令第37号第216条（準用第33条）	条例第77号第244条（準用第33条） 条例第77号第256条（準用第33条）	秘密保持のための誓約書を一部の従業員から徴収していなかった。業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持のため、従業員または従業員であったものに対して必要な措置を講ずること（就業規則や誓約書の提出など）
4	福祉用具貸与 特定福祉用具販売	3 運営	勤務体制の確保	老企第25号 第3の11の3(8)		月ごとの勤務表は作成されているが、勤務表には日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にすること

○平成24年度 実地指導における指摘事項（居宅介護支援）

	種類	区分	項目	根拠	指摘事項
1	居宅介護支援	3 運営	サービス担当者会議	省令第38号第13条第1項第9号	居宅サービス計画を新規に作成した場合、居宅サービス計画を変更した場合、利用者が要介護更新認定を受けた場合、及び利用者が要介護状態区分の変更認定を受けた場合においては、サービス担当者会議等を適切に開催すること。
2	居宅介護支援	3 運営	福祉用具貸与・販売の居宅サービス計画への位置づけについて	省令第38号第13条第21号、第22号	居宅サービス計画に福祉用具貸与・販売を位置づける場合は、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具が必要である理由を位置づけこと。また継続して利用し続ける理由を居宅サービス計画に記載すること。
3	居宅介護支援	3 運営	勤務体制	省令第38号第19条	勤務表が作成されていないので、原則として月ごとに作成し、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしておくこと。
4	居宅介護支援	3 運営	従業者の秘密保持	省令第38号第23条	非常勤職員の退職後の秘密保持について、取り決められていることが確認できなかったため、必要な措置を講ずること。
5	居宅介護支援	3 運営	秘密保持	省令第38号第23条第3項	サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合の当該家族の同意を得ていない事案があった。利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくこと。
6	居宅介護支援	3 運営	重要事項の説明	省令第38号第4条	重要事項説明書は、約款等と一体となっているが、事故発生時の対応について記載されていなかったため記載すること。 また、別紙説明書について一体で管理されていないため、双方の保護の立場から書面によって確認できるよう事業者側も説明約款等と一体で適切に保管すること。
7	居宅介護支援	4 報酬	入院時情報連携加算	告示第20号 別表二、老企第36号 第3の12	入院時情報連携加算に伴う支援経過には、「情報提供した」とだけ記録があるが、面談で行ったのか、それ以外の方法により情報提供したのか判別がつかないため、議事録等の作成や支援経過への具体的な記録を行うこと。
8	居宅介護支援	4 報酬	退院・退所加算	告示第20号 別表ホ、老企第36号 第3の13	退院・退所加算に伴う支援経過には、「情報提供書を受けた」という記録があるが、情報提供を受けて居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った議事録等が確認できなかったため、具体的な記録を行うこと。
9	居宅介護支援	4 報酬	独居高齢者加算	告示第20号別表ト、老企第36号第3の15	独居高齢者加算に伴う単身で居住している旨の確認にあつては、利用者のモニタリングの際に確認しているとのことであったが、その結果について居宅サービス計画等に記載されていなかったため、記載を行うこと。
10	居宅介護支援	4 報酬	独居高齢者加算の算定について	老企第36号第3の15	独居高齢者加算について、少なくとも月1回、利用者の居宅を訪問し、利用者が単身である旨を確認し、その結果を記録しておくこと
11	居宅介護支援	4 報酬	特定事業所集中減算の判定書類未作成	老企第36号第3の10	特定事業所集中減算の判定のための書類を作成していなかった。毎年度2回の判定期間において減算適用の可否を判断するための書類を作成し、2年間保存すること。
12	居宅介護支援	5 その他	変更届	法第82条	運営規程に変更があったにもかかわらず、変更届が行われなかったため、変更を行った際は10日以内に変更届を提出すること。

○平成24年度 実地指導における指摘事項（施設サービス）

種類	区分	項目	根拠	県条例 読替え	指摘事項
1 介護老人福祉施設	3 運営	重要事項の説明	省令第39号第4条	条例第79号第7条	重要事項説明書の事業所控え分について、同意の部分のみのページを保管しており、本文との保管となっていないため、どの内容で説明したか分かるよう本文との保管とすること。
2 介護老人福祉施設	3 運営	掲示	省令第39号第29条	条例第79号第35条	掲示については、運営規程の概要、勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないため、情報不足とならないよう必要な重要事項の掲示を行うこと。
3 介護老人福祉施設	3 運営	身体拘束等の取り組み	省令第39号第11条第5項、厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議発行『身体拘束ゼロへの手引き』	条例第79号第16条第5項	身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない場合に行うものであるため拘束期間の記載に努めること。理由を記録する際には検討した職員等が確認できるように記録の管理に努めること。
4 介護老人福祉施設	3 運営	勤務表の作成なし。シフト表（勤務時間の割り振り）のみ。兼務関係が分からない（看護職員と兼務の機能訓練指導員の位置づけがない、常勤換算が出してない、常勤・非常勤の記載がない）	省令第39号第24条第1項	条例第79号第30条第1項	勤務表を作成すること。なお、勤務表は、原則として月ごとに、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にして作成すること。
5 介護老人福祉施設（ユニット型）	2 設備	ユニット間の運用	省令第39号第40条第1項第1号ロ、老企第43号第5の3（5）、平成23年12月1日厚労省老健局高齢者支援課、振興課事務連絡	条例第79号第46条第1項第1号ロ	隣り合うユニットの共同生活室には扉があり、時折、開放されていたり、職員の移動等が見受けられたが、共同生活室のユニット型個室の特別介護老人ホームにおける共同生活室間の壁が可動式である場合には、当該壁を開放して従来型個室のような形態にしてしまうことも可能であり、実態上ユニットケアとしての職員の配置や入居者の処遇が適切に行われたいおそれがある。従来型個室に比して、ユニット型の介護報酬を手厚くしていること等に反することも考えられるため、緊急時以外の使用はしないなど、ユニット型個室の特別介護老人ホームとして適切な運用に努めること。
6 介護老人福祉施設（ユニット型）	3 運営	勤務体制	省令第39号第47条	条例第79号第53条	勤務体制について、ユニットごとに勤務する全職員の配置が反映されていないので、勤務する全職員についての配置が確認できるように勤務体制を定めること。
7 介護老人福祉施設	4 報酬	栄養マネジメント加算	告示第21号別表1ホ、老企第40号第2の5（18）		スクリーニング、モニタリング、計画の見直しの実施時期を確認し、適切に行うこと。
8 介護老人福祉施設	4 報酬	個別機能訓練計画	厚告示第21号別表1ロ注9、老企第40号第2の5（11）（準用第2の4（2））		個別機能訓練計画書について、他職種共同で作成されたことが分からないため、他職種共同で行ったことが分かるように計画書の作成や必要な記録を行うこと。
9 介護老人福祉施設	4 報酬	処遇改善計画書	介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について		介護職員処遇改善計画書に添付されていた給与規程が変更となっていたが、変更手続きがされないままとなっていたので、変更手続きが必要な書類については届出を行うこと。
10 介護老人福祉施設	3 運営	領収書について	介護保険制度下での指定介護老人福祉施設の施設サービスの対価に係る医療費控除について		領収書には費用の額のうち、厚生労働省が定める基準により算定した額に係るもの及びその他の費用の額を区分して医療費控除の対象となる額も明示して記載すること
11 介護老人福祉施設	5 その他	宿直者の配置	老発第214号第4の11（2）		勤務体制の確保等について、昭和62年社施第107号「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」の通知により、宿直者を配置すること。
12 介護老人福祉施設	5 その他	変更届	法第89条		開設後、介護支援専門員が増員されていたが、変更届が行われていなかったため、届出の必要な変更を行った際は10日以内に変更届を提出すること。
13 介護老人保健施設	3 運営	施設サービス計画の説明	省令第40号第14条第7項	条例第80号第17条第2項第6号	施設サービス計画の説明が計画担当介護支援専門員でない職員により行われているので、当該介護支援専門員が説明すること
14 介護療養用型医療施設	3 運営	身体拘束の記録	省令第41号第14条	条例第81号第17条第5項	身体拘束を行った記録はあるが内容が具体的に記載されていないので、身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
15 介護療養用型医療施設	3 運営	モニタリング、評価	省令第41号第15条	条例第81号第18条第2項第8号	施設サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）や評価が行われず、日々の記録のみとなっているため、適切にモニタリング及び評価を実施し記録するとともに、必要に応じて施設サービス計画の変更等を行うこと。



参考：介護保険関係法令等

## ■ 人員、設備及び運営に関する基準 関係

- ◎ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準  
(平成 11 年 3 月 31 日 厚生省令第 37 号)
- ◎ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成 18 年 3 月 14 日 厚生労働省令第 35 号)
  - ・ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について  
(平成 11 年 9 月 17 日 老企第 25 号)
- ◎ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準  
(平成 11 年 3 月 31 日 厚生省令第 38 号)
  - ・ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について  
(平成 11 年 7 月 29 日 老企第 22 号)
- ◎ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準  
(平成 11 年 3 月 31 日 厚生省令第 39 号)
  - ・ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について  
(平成 12 年 3 月 17 日 老企第 43 号)
- ◎ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準  
(平成 11 年 3 月 31 日 厚生省令第 40 号)
  - ・ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について  
(平成 12 年 3 月 17 日 老企第 44 号)
- ◎ 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準  
(平成 11 年 3 月 31 日 厚生省令第 41 号)
  - ・ 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について  
(平成 12 年 3 月 17 日 老企第 45 号)
- ・ 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて (平成 12 年 3 月 30 日 老企第 54 号)

## 【マニュアル等】

- ・ 厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議発行「身体拘束ゼロへの手引き」
- ・ 厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」
- ・ 厚生労働省「高齢者介護施設における感染対策マニュアル (平成 25 年 3 月)」
- ・ 厚生労働省「結核院内 (施設内) 感染予防の手引き」
- ・ 厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」
- ・ 岐阜県健康福祉部「社会福祉施設等内事故・事件等対応マニュアル (平成 24 年 3 月改訂)」

## ■ 介護報酬 関係

- ◎ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準  
(平成 12 年 2 月 10 日 厚生省告示第 19 号)
- ◎ 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準  
(平成 12 年 2 月 10 日 厚生省告示第 20 号)
- ◎ 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準  
(平成 12 年 2 月 10 日 厚生省告示第 21 号)
- ◎ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準  
(平成 18 年 3 月 14 日 厚生労働省告示第 127 号)
- ◎ 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等 (平成 24 年 3 月 13 日 厚生労働省告示第 95 号)

- ◎ 厚生労働大臣が定める地域 (平成 24 年 3 月 13 日 厚生労働省告示第 120 号)
  - ◎ 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域 (平成 21 年 3 月 13 日 厚生労働省告示第 83 号)
  - ◎ 厚生労働大臣が定める基準 (平成 24 年 3 月 13 日 厚生労働省告示第 96 号)
  - ◎ 厚生労働大臣が定める施設基準 (平成 24 年 3 月 13 日 厚生労働省告示第 97 号)
  - ◎ 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準  
並びに通所介護費等の算定方法 (平成 12 年 2 月 10 日 厚生省告示第 27 号)
  - ◎ 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準。  
(平成 12 年 2 月 10 日 厚生省告示第 29 号)
  - ◎ 厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数  
(平成 12 年 2 月 10 日 厚生省告示第 30 号)
  - ◎ 厚生労働大臣が定める特定診療費に係る施設基準等  
(平成 12 年 2 月 10 日 厚生省告示第 31 号)
  - ◎ 厚生労働大臣が定める特別療養費に係る指導管理等及び単位数  
(平成 20 年 4 月 10 日 厚生労働省告示第 273 号)
  - ◎ 厚生労働大臣が定める特別療養費に係る施設基準等  
(平成 20 年 4 月 10 日 厚生労働省告示第 274 号)
- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号)
  - ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成 12 年 3 月 8 日老企第 40 号)
  - ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について (平成 12 年 3 月 8 日老企第 41 号)
  - ・ 「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の制定及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について  
(平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号)
  - ・ 特定診療費の算定に関する留意事項について (平成 12 年 3 月 31 日 老企第 58 号)
  - ・ 特別療養費の算定に関する留意事項について (平成 20 年 4 月 10 日 老老発第 0410002 号)
  - ・ 介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について  
(平成 24 年 3 月 16 日 老発 0316 第 2 号)
  - ・ 介護保険制度下での居宅サービスの対価にかかる医療費控除の取扱いについて  
(平成 25 年 1 月 25 日 事務連絡)
  - ・ 介護保険制度下での指定介護老人福祉施設の施設サービスの対価に係る医療費控除について  
(平成 12 年 6 月 12 日 事務連絡)